

天理市訓令甲第1号

天理市事務処理規程（昭和40年1月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

別表第2 総合政策課街づくり推進係の項中「コミュニティバス」を「AIデマンド交通」に改め、同表総務課入札審査室の項中「検査員」を「検査職員」に改め、同表市民課の項中「第58条第1項」を「第58条第2項」に改め、同表こども支援課の項中

「

児童扶養手当	児童扶養手当の 認定に関する事	
--------	--------------------	--

を

」

「

児童扶養手当	児童扶養手当の 認定に関する事	
こども家庭センター		こども家庭センターの庶務に関する事

に改め、

」

同表建築課住宅係の項中

「

マンション建替組合	マンション建替組合設立の認可等に関する事	
-----------	----------------------	--

を

」

「

マンション建替組合	マンション建替	
-----------	---------	--

合	組合設立の認可等 に関すること。	
マンション管理適 正化		マンションの管理 の適正化に関するこ と。

に改める。

」

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。